

第94号議案

府中市介護保険条例及び府中市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年11月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金に係る用語の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市介護保険条例及び府中市後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

(府中市介護保険条例の一部改正)

第1条 府中市介護保険条例（平成12年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(府中市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 府中市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の府中市介護保険条例付則第2条及び府中市後期高齢者医療に関する条例付則第3条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについて

は、なお従前の例による。